

議案第三十七号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

令和六年七月十六日

提出者 港区長 清 家 愛

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成三年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一品川駅周辺地区地区整備計画の項中「（令和四年東京都告示第九百四十一号）」を
 「（令和六年東京都告示第五百三十号）」に改め、同表に次のように加える。

田町駅西口駅前地区地区整備計画	都市計画法第二十条第一項の規定により告示された田町駅西口駅前地区地区計画（令和六年港区告示第六十九号）のうち、地区整備計画が定められた区域
六本木五丁目西地区地区整備計画	都市計画法第二十条第一項の規定により告示された六本木五丁目西地区地区計画（令和六年東京都告示第五百三十一号）のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第二品川駅周辺地区地区整備計画の項中

区域A									
区域B									

を

田町駅 西口駅前地区	風営法第二条第一項各号に掲げる風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかの用に供する建築物	計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、	
区域C	風営法第二条第一項第四号及び第五号に掲げる風俗営業並びに同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかの用に供する建築物		
区域B			
区域A	<p>一 法別表第二(ぬ)項に掲げるもの</p> <p>二 風営法第二条第一項第四号及び第五号に掲げる風俗営業並びに同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかの用に供する建築物</p>	<p>計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者デッキ、階段、エスカレーター及びエレベーター並びにこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの、歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける屋根ひさし、落下防止柵その他これらに類するもの並びに駐輪場の用に供する建築物の部分を除く。</p>	
区域七			

別表第二に次のように加える。

に改める。

るものを除く。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

都市計画が変更された品川駅周辺地区地区計画並びに都市計画決定された田町駅西口駅前地区地区計画及び六本木五丁目西地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるため、本案を提出いたします。